

宇部市ごみ減量等優良事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用（以下「減量化等」という。）に積極的に取り組んでいる市内の事業所又は事業者によって構成される団体（以下「事業所等」という。）を「宇部市ごみ減量等優良事業所」（以下「優良事業所」という。）として認定し、事業所等の一般廃棄物の減量化等に関する活動を促進するとともに、優良事業所の活動を広く周知することにより、事業者及び市民の意識の高揚を図り、もって一般廃棄物の減量化等の一層の推進に資することを目的とする。

(認定の対象)

第2条 優良事業所の認定の対象は、次のとおりとする。

- (1) 宇部市エコショップ協力店
- (2) 一般廃棄物の発生抑制に積極的に取り組んでいる事業所等
- (3) 一般廃棄物の再利用又は再生利用に積極的に取り組んでいる事業所等
- (4) その他一般廃棄物の減量化等に関する活動について、市長が特に優良と認める事業所等

(定義)

第3条 前条第1号の宇部市エコショップ協力店とは、個人又は家庭で消費される商品を販売する事業所で、レジ袋その他容器包装ごみの発生抑制に取り組み、宇部市が推進する一般廃棄物の減量化等に関する施策に積極的かつ継続的に協力できる小売店をいう。

(認定の基準)

第4条 優良事業所の認定の基準は、別表に掲げる要件を3項目以上満たすものとする。ただし、宇部市エコショップ協力店としての認定については、項目1の要件を必ず含むものとする。

(認定の申請)

第5条 優良事業所の認定を希望する事業所等は、宇部市ごみ減量等優良事業所認定申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

(認定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、優良事業所の認定をし、当該申請をした事業所等に認定証（様式第2号）及びステッカー（様式第3号）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、宇部市エコショップ協力店として優良事業所の認定をした小売店に対しては、認定証（様式第4号）及びステッカー（様式第5号）を交付するとともに、レジ袋その他容器包装ごみの削減に向けた取組を当該小売店と宇部市が一体となって推進することを内容とする協定書を締結するものとする。

(有効期間)

第7条 前条第1項及び第2項の認定証の有効期間は、優良事業所の認定をした日から次条第1項の規定による認定の取消しの日までとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、優良事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったときその他優良事業所としての認定が適当でない認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により優良事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、第6条第1項又は第2項の認定証及びステッカーを市長へ返還しなければならない。

(認定による支援)

第9条 市長は、優良事業所の名称、一般廃棄物の減量化等に関する活動の内容その他の事項についての広報を行い、当該活動を支援するものとする。

(資源化・減量化計画書の提出)

第10条 優良事業所の認定を受けた事業所等は、毎年度事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書を提出しなければならない。

(調査)

第11条 市長は、必要に応じ、優良事業所に対し、一般廃棄物の減量化等に関する活動の状況を把握するための調査を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	要件	取組の内容の例
1	レジ袋削減に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物袋持参運動を推進している。 ・ レジ袋不要の協力の声かけを実施している。 ・ レジ袋不要カード制を導入している。 ・ スタンプ制、エコポイント制を導入している。 ・ 買い物袋を販売している。 ・ マイバスケット制を導入している。 ・ レジ袋を有料で販売している。
2	簡易包装の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易包装を実施している。 ・ 簡易包装協力の声かけを実施している。 ・ 贈答品の包装の際、化粧箱や包み紙を極力使わないようにしている。 ・ メーカーに対し包装の簡素化を働きかけている。
3	使い捨て容器・使い捨て製品の使用量削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詰め替え製品を積極的に販売している。 ・ 飲料製品の中では、びん類を積極的に販売している。 ・ プラスチック製・発泡スチロール製容器などの使い捨て製品の販売を自粛している。 ・ 量り売りを積極的に推進している。
4	資源回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙パックや食品トレーなどの店頭回収を行っている。 ・ 酒類を販売している店舗で、ビールびんや一升びんなどのリターナブルびんの引取りを積極的に図っている。
5	消費者に対するPRの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポスター及びPOP広告等の掲示、刊行物、広告チラシなどの中で消費者に対し、ごみの減量化や資源保護を訴えている。 ・ 再生品、エコマーク商品、グリーンマーク商品などを集めたコーナーをつくって、消費者に対してごみ問題を呼びかけている。 ・ 販売促進イベントなどを通じて、消費者に対してごみ問題を呼びかけている。
6	紙ごみの減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告チラシ、OA用紙などの使用量の積極的な減量を図っている。 ・ トイレットペーパーやコピー用紙は、再生紙を使用している。 ・ 排出される紙は、廃棄せずに積極的にリサイクルしている。
7	従業員への環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝礼や研修会などを通じて、従業員に対してごみの減量化・再資源化について呼びかけている。 ・ 従業員に対して、ごみの分別について指導をしている。
8	事業所ごみの発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ減量・リサイクル推進のための内部組織を設置している。 ・ 両面コピーやミスコピーの裏面活用など、紙の使用量の削減に取り組んでいる。 ・ 取引業者との商品のやり取りは、繰り返し利用できる容器を使用し、ダンボール等の容器ごみの排出量削減に取り組んでいる。 ・ 電子メールや会議におけるプレゼンテーションソフトの活用等により、ペーパーレス化を推進している。
9	事業所ごみの再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ処理機の導入やなど、食品廃棄物のリサイクル削減に取り組んでいる。 ・ 資源ごみを分別して、リサイクルに積極的に取り組んでいる。 ・ 事業所内に分別BOXを設置している。
10	その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 故障や破損した製品の修理を行っている。 ・ フリーマーケットや集団回収の会場として、駐車場などの使用について、便宜を図っている。 ・ 再生品や地球環境にやさしい商品の積極的な販売を行っている。